

# 市街化調整区域における開発許可に関する規定集③

法第34条第1号～13号の判断基準

令和元年8月

金沢市 都市整備局 定住促進部 建築指導課

## 目 次

### 市街化調整区域における開発許可に関する規定集

#### 法第34条第1号～13号の判断基準

1-1	法第34条第1号（日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗）	・ ・ 1
1-2	法第34条第1号 （周辺の地域に居住する者の用に供する公益上必要な施設）	・ ・ ・ 2
2	〃 第2号（鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの）	・ ・ ・ 3
3	〃 第4号（農林水産物の処理等の施設）	・ ・ ・ 3
4	〃 第6号（中小企業振興のための施設）	・ ・ ・ 4
5	〃 第7号（既存工場の増設）	・ ・ ・ 4
6	〃 第9号（沿道サービス施設）	・ ・ ・ 4
7	〃 第13号（既存の権利）	・ ・ ・ 5

#### 付 録

別表第1	日常生活に必要な物品の販売等業種（法第34条第1号）	・ ・ 6
別表第2	中小企業高度化事業（法第34条第6号）	・ ・ ・ 9
別表第3	沿道サービス施設対象道路（法第34条第9号）	・ ・ ・ 12
参考資料	都市計画（線引き）の設定状況	・ ・ ・ 13
様式第1号	法第34条第1号該当の店舗等の建築に関する計画書	・ ・ ・ 14

## 市街化調整区域における開発許可取扱い基準

### 1-1 法第 34 条第 1 号(日常生活に必要な物品の販売、修理等の店舗)

(1) 対象となる業種は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の日常生活のため必要な物品の販売、加工、修理等で、別表 1 に掲げる業務を営む店舗、事業所等であること。別表 1 に示す業種を一に特定できない形態の店舗等にあつては、周辺住民の利便の用に供することが明らかなものを取り扱う。

別表 1 中「農機具小売業」又は「修理業」には農機具修理施設を含む。又、「修理業」中の「自動車修理工場」については、その目的、規模、位置等を検討し、その地域で自らその業を行っていたもの等周辺住民の利便の用に供することが明らかなものを取り扱う。

同表中「集会所等」については、原則として県及び市の公的機関の助成（補助、融資等）を受けて行う、周辺の市街化調整区域に居住する者の利便の用に供する施設を取り扱う。その他助成（補助、融資など）を受けないで町会が設置する消防小屋、ゴミ収集所等及び金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例（平成 27 年条例第 54 号）第 20 条第 1 項に基づく空き家等活用協定を締結する施設も、上記「集会所等」と同様に取り扱う。

また、法第 29 条第 3 号に規定する施設に準ずる施設で、地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和 22 年法律第 26 号）によるものを除く。）等準公益的な施設のうち、次の要件に該当するものは、法第 34 条第 14 号として取り扱う。

ア 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われること。

イ レジャー的な施設その他の目的の建築物と併用されるものでないこと。

なお、農林漁業生活改善施設その他の制度的に当該施設の公益性が担保されているものについては、法第 34 条第 1 号に該当するものとして取り扱う。

(2) 規模、計画は次の要件に該当すること。

ア 店舗の床面積は、120 m<sup>2</sup>以下及び自動車修理工場の床面積、150 m<sup>2</sup>以下であること。店舗の面積は売場面積とし、その他の部分は売場面積に対し必要最小限であること。また、調剤薬局の店舗の面積は待合室等の面積とし、その他の部分は、待合室の床面積に対して必要最小限度であること。

イ 店舗等に住宅が附属する場合は、住宅の用に供する部分が延べ面積のおおむね 50 % 以下であること。

ウ 敷地面積は 500 m<sup>2</sup>以下であること。この場合、敷地の形状をかんがみ、500 m<sup>2</sup>に区画することにより周辺に宅地的利用の困難な土地が生じる場合等、やむを得ないと認められる場合は、この限りではない。

エ 建築物の平面計画及び立地計画は店舗等としてふさわしいものであること。

(3) 許可を受ける土地は、既存集落内又はその隣接地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められる土地であること。この場合、連たんの状況を間隔をもって判断する場合には、50 m程度の建築物敷地相互間の間隔をもって判断する。

この場合、「既存集落」とは、地形、地勢、地物等からみた自然的条件及び地域住民の社会生活に係る文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性その他からみた社会的条件に照らし独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる集落であって、相当数の建築物（おおむね50戸を基準とする。）が連たんしているものをいう。当該集落の範囲の認定に当たっては、例えば、町村合併前の旧町村役場を中心として発達した集落、主要道路の沿線に発達した集落等当該集落の形成発展の態様を踏まえ実情に即した取扱いをする。

なお、公共施設が整備され、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上支障がないと認められること。

(4) 次に掲げる事項に関して、当該事業計画が適正なものであることを審査するため、申請に先立ち計画書（様式第1号）を提出すること。

ア 営業に関する許可・資格等が必要な業種の場合、それが得られていること。

イ クリーニング取次店の場合、フランチャイズ契約が交わされていること。

ウ 建築の完了後速やかに開業し、継続的に営業できるものであること。

## 1-2 法第34条第1号

### (周辺の地域に居住する者の利用に供する公益上必要な施設)

(1) 都市計画法第34条第1号に基づく許可の対象となる施設は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する次の公益上必要な施設であって、その位置及び規模からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるもののうち、次のアからウまでのいずれかに該当するものであること。

ア 社会福祉施設

通所系施設である社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設、更正保護事業法第2条第1項に規定する更正保護事業の用に供する施設又は保育所

イ 入院施設を有しない診療所

ウ 学校

幼稚園、小学校又は中学校

(2) 施設の規模は、次の要件に該当すること。

ア 敷地面積及び建築物の床面積は、当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する適正な規模でなければならない。

イ (1)アに規定する社会福祉施設及び(2)イに規定する医療施設にかかる敷地

面積は、3,000㎡以下であること。

ウ (1)イに規定する診療所に住宅が附属する場合は、住宅の延べ面積は、120㎡以下であること。

(3) (1)ウに規定する学校を除き、許可を受ける土地は、既存集落内又はその隣接地であること。既存集落の周辺においては、その集落に連たんしていると認められる土地であること。

(4) 関係部局との調整について

次の要件について、当該開発区域を所管する関係部局との調整を終了したものでなければならない。

ア 福祉施策、医療施策及び文教施策の各観点から支障ないこと。

イ 設置及び運営が国の定める基準に適合していること。

ウ 安定的な経営確保が確実に図られていること。

## 2 法第34条第2号(鉱物資源、観光資源の利用上必要なもの)

(1)「鉱物資源の有効な利用上必要な建築物」には、鉱物の採掘、選鉱その他の品位の向上処理及びこれと通常密接不可分な加工並びに地質調査、物理採鉱などの採鉱作業及び鉱山開発事業の用に供するもの、すなわち、日本標準産業分類D-鉱業に属する事業及び当該調整区域において産出する原料を使用するセメント製造業、生コンクリート製造業、粘土かわら製造業、砕石製造業等に属する事業に係る建築物が該当し、鉄鋼業、非鉄金属製造業、コークス製造業、石油精製業等は該当しない。

(2)「観光資源の有効な利用上必要な建築物」には、当該観光資源の鑑賞のための展望台その他の利用上必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊又は休憩施設その他これらに類する施設で、本市の地域開発計画等において年間を通じて来訪者が相当数予測されると認められるものが該当する。

(3)「その他の資源」には、水が含まれるので、取水、導水、利水又は浄化のため必要な施設は、本号により許可すること。なお、当該水を原料、冷却用水等として利用する工場等は、原則として本号には該当しないが、当該地域で取水する水を当該地域で使用しなければならない特別の必要があると認められるものは本号に該当するものとして差し支えない。

## 3 法第34条第4号(農林水産物の処理等の施設)

農産物の処理、貯蔵又は加工に必要な建築物としては、当該市街化調整区域における生産物を主として対象とする次のような業種の用に供するための開発行為が該当する。

畜産食料品製造業、水産食料品製造業・野菜かん詰・果実かん詰・農産保存食料品製造業、動植物油脂製造業、精穀・製粉業、砂糖製造業、配合飼料製造業、製茶業、でん粉製造業、一般製材業、倉庫業

ただし、法第 34 条第 4 号に該当するもので、次の要件に該当するものは、法第 34 条第 14 号として取り扱う。

ア 農産物等加工施設が主体であり、販売店舗は附属的である計画となっていること。

イ 販売品は当該施設において加工されたものに限ること。

ウ 店舗規模は 50 m<sup>2</sup>以下とし、かつ当該加工施設延べ床面積の 1/3 以内であること。

#### 4 法第 34 条第 6 号(中小企業振興のための施設)

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成 14 年法律第 147 号）及び石川県中小企業高度化資金貸付規則（昭和 43 年石川県規則第 13 号）により、別表第二に掲げる貸付対象となる事業であること。

#### 5 法第 34 条第 7 号(既存工場の増設)

(1) 対象となる工場は、市街化調整区域に関する都市計画の決定（以下「線引き」という。）以前より当該市街化調整区域内において操業を継続している、工業の用に供されている工場（以下「既存工場」という。）の事業活動の効率化を図るための増設であること。

ただし、「線引き以前より操業」という条件に該当しない場合は、法第 34 条 14 号として扱う。

(2) 敷地の規模は、既存工場の敷地面積の 2 倍までとする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地的利用の困難な土地が生じる場合など、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

(3) 周辺住宅 用地への環境保全を配慮した配置計画であること。

(4) 敷地は既存工場敷地に隣接又は同一敷地と判断できる土地とする。

#### 6 法第 34 条第 9 号(沿道サービス施設(令第 29 条の 7 第 1 号))

(1) 令第 29 条の 7 第 1 号に掲げる「沿道サービス施設」については、一般国道 8 号（森戸～今町）及び一般県道森本津幡線（今町～利屋町）の沿線について運用する。

(2) 上記以外の路線については、次の要件に該当するものについて運用する。

ア 敷地は、別表 3 に掲げる道路（以下「対象道路」という。）に適切に接しており、原則として敷地面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上であること。

この場合、「適切に接している」とは、敷地の周囲が対象道路に 8 分の 1 以上接していて、主要な出入口が対象道路に面しているものをいう。

なお、都市計画施設の区域内は、当該建築物の敷地にはみなさないものであること。

イ 建築物等は次の要件のいずれかに該当すること。

(ア) 道路管理施設

道路の維持、修繕その他の管理を行うために道路管理者が設置する施設

(イ) 給油施設

ガソリンスタンド、自動車用液化石油スタンド

(ウ) ドライブイン

自動車の運転者休憩のための適切な規模の休憩施設であって、食堂、喫茶コーナーを兼ね備えている店舗をいう。

ウ 駐車場については、申請に係る土地において、当該施設に見合ったものが有効に配置されていること。

エ 緑地については、対象道路の境界に沿って、原則として 3 m 以上の植樹帯を設けていること。

オ 他の法令に関して支障ないこと。

## 7 法第 34 条第 1 3 号（既存の権利）

(1) 「自己の居住の用に供する」とは、開発行為を施行する主体が自らの生活の本拠として使用することをいう趣旨であるので、当然自然人に限られることとなり、会社が従業員宿舍の建設のために行う開発行為、組合が組合員に譲渡することを目的とする住宅の建設のために行う開発行為は、これに該当しない。

(2) 「自己の業務の用に供する」とは、当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり、また、文理上この場合は住宅を含まないので、分譲又は賃貸のための住宅の建設又は宅地の造成のための開発行為は該当しないことはもちろん、貸事務所、貸店舗等も該当しない。これに対し、ホテル、旅館、結婚式場、中小企業等協同組合が設置する組合員の事業に関する共同施設、企業の従業員のための福利厚生施設等は該当する。

(3) 開発行為を行うため農地法第五条の規定による許可を受けなければならない場合にあっては、市街化調整区域となる前に当該許可を受けている必要がある。

(4) 本号の届出をした者の地位は、相続人その他の一般承継人に限り承継しうるものとする。

別表第1 日常生活に必要な物品の販売等業種(都市計画法第34条第1号)

分類名 (中分類)	業種	取扱う主な品名又は店名(屋、業)	摘要	産業分類 細分類番号
織物、衣服、身の回り品 小売業	呉服・服地小売業	呉服、和服、反物、帯、服地、小ぎれ、裏地、らしや		5711
	男子服小売業	洋服、注文服、テーラー、学生服、オーバーコート、レインコート、ジャンパー、作業服、ズボン		5721
	婦人服小売業	婦人服、婦人服仕立、婦人用事務服、洋裁、レインコート、毛皮コート、ブティック		5731
	子供服小売業	子供服、子供服、ベビー服		5732
	靴小売業	靴、ゴム靴、合成皮革靴、プラスチック成形靴、布製靴、地下足袋、靴附属品、注文靴、靴ひも、靴墨		5741
	履物小売業	履物、げた、草履、スリッパ、サンダル		5742
	かばん・袋物小売業	かばん、トランク、ハンドバック、袋物		5791
	洋品雑貨・小間物小売業	装身具、化粧道具、シャツ、ワイシャツ、帽子、ネクタイ、ハンカチーフ、ふろしき、手ぬぐい、タオル、足袋、靴下、扇子・うちわ、紋章、ベルト、バックル、裁縫用品		5793
	他に分類されない織物・衣類・身の回り品小売業	洋傘、和傘、ステッキ、白衣、水着		5799
飲食料品小売業	各種食料品小売業	各種食料品、食料雑貨		5811
	酒小売業	酒		5851
	食肉小売業	肉屋、獣肉、塩蔵肉、冷凍肉、肉製品、魚肉ハム・ソーセージ		5831
	卵・鳥肉小売業	卵、鳥肉		5832
	鮮魚小売業	魚屋、鮮魚、貝類、かき、川魚、冷凍魚、海藻(生のもの)		5841
	乾物小売業	乾物、干魚、干びょう、ふ(麩)、乾燥野菜、乾燥果実、こうや(高野)豆腐、干しのみ、くん製品、海藻(乾燥したもの)		5898
	野菜小売業	野菜、八百屋		5821
	果実小売業	果実、果物		5822
	菓子小売業	洋菓子、和菓子、干菓子、だ菓子、せんべい、あめ、ケーキ、まんじゅう、もち、アイスクリーム・アイスキャンデー、ドーナッツ	製造小売でないもの	5862
	パン小売業	パン	製造小売でないもの	5864
	米穀類小売業	米麦、雑穀、豆類		5896
	牛乳小売業	牛乳、牛乳スタンド		5892
	料理品小売	惣菜、折詰、揚物、駅弁、調理パン※1、おにぎり、すし※1、煮豆、ハンバーガー※1、持ち帰り弁当※1、ピザ※1		5895
	茶小売業	茶、こぶ茶、コーヒー、ココア、豆茶、麦茶、紅茶		5894
	豆腐、かまぼこ等加工食品小売業	豆腐、こんにゃく、納豆、つくだ煮、漬物、たい味そ、ちくわ、おでん材料		5897
	他に分類されない飲食料品小売業	氷、乾めん類、インスタントラーメン、缶詰、乳製品、調味料		5899
飲食店	食堂、レストラン(専門料理店を除く)	食堂、大衆食堂、お好み食堂、定食屋、めし屋、ファミリーレストラン(各種の料理を提供するもの)		7611
	そば・うどん店	そば屋、うどん店、きしめん店、ほうとう店		7631
	すし店	すし屋		7641
	喫茶店	喫茶店、フルーツパーラー、音楽喫茶、珈琲店、カフェ		7671
	他に分類されない飲食店	大福、今川焼、ところ天、氷水、甘酒、汁粉、甘味、アイスクリームなど		7699
機械器具小売業	自転車小売業	自転車、リヤカー、自転車・同部分品・付属品、自転車タイヤ・チューブ、中古自転車		5921
	二輪自動車小売業	二輪自動車、スクーター、原動機付自転車、二輪自動車部分品・附属品		5914



別表第1 日常生活に必要な物品の販売等業種(都市計画法第34条第1号)

分類名 (中分類)	業種	取扱う主な品名又は店名(屋、業)	摘要	産業分類 細分類番号
機械器具小売業	電気機械器具小売業	電気機械器具、テレビジョン受信機、電気洗濯機、電気ストーブ、電気アイロン、電気冷蔵庫、電気掃除機、電球、電気音響機械器具、扇風機、電気医療機械器具、電気井戸ポンプ、CDプレーヤ、DVDレコーダ、ビデオカメラ、録音・録画ディスクメディア、電話機、携帯電話機、電気毛布、ホットカーペット、デジタルカメラ	中古品を除く (6098)	5931
	その他の機械器具小売業	ガス器具、ミシン・編機・同部分品、石油ストーブ、度量衡器、金庫、浄水器		5939
その他の小売業	金物小売業	金物、刃物、そり刃、くぎ、ほうろう鉄器、鉄器、アルミニウム製品、錠前、魔法瓶		6021
	荒物小売業	荒物、日用雑貨、ほうき、ざる、はし、ふるい、たわし、竹かご、バスケット、竹細工、わら製品、縄、しゅろ細工、ろうそく、マッチ、こうり(行李)、ポリバケツ、ガムテープ・荷造ひも、農業用ビニールシート		6022
	陶磁器・ガラス器小売業	瀬戸物、焼物、土器、陶器、磁器、ガラス器、食器、花器		6023
	医薬品小売業	薬局(一般用医薬品の小売を主とするもの)、薬店、漢方薬、生薬、薬種	調剤薬局を除く (6033)	6032
	調剤薬局	薬局(調剤を主とするもの)、調剤薬局、ファーマシー(調剤を主とするもの)		6033
	化粧品小売業	化粧品、香水、香油、おしろい、整髪料、石けん(化粧、洗顔、薬用のもの)、歯磨、シャンプー、白髪染		6034
	農業用機械器具小売業	農業用機械器具、すき・くわ・かま・鳥獣害防除器具小売業農機具、畜産用機器、養蚕用器具小売業、耕うん機、ハンドトラクタ、コンバイン		6041
	苗・種子小売業	種苗、苗木、種子		6042
	肥料・飼料小売業	肥料(化学肥料、有機質肥料、複合肥料など)、飼料、農薬、園芸用土		6043
	ガソリンスタンド	ガソリンスタンド、給油所、液化石油ガス(LPG)スタンド		6051
	燃料小売業	薪炭、練炭、豆炭、石炭、たどん、プロパンガス、灯油	ガソリンスタンドを除く(6051)	6052
	書籍・雑誌小売業	書店、洋書取次店、楽譜	古本を除く (6062)	6061
	古本小売業	古本、古書籍、古雑誌		6062
	新聞小売業	新聞販売店、新聞取次店		6063
	紙・文房具小売業	洋紙、板紙、和紙、ふすま紙、障子紙、帳簿類、ノート、万年筆、鉛筆、ペン、インキ、すずり、筆、朱肉、製図用具、そろばん、手工材料、絵画用品		6064
	中古品小売業	中古衣服、古道具、中古家具、古建具、古楽器、古写真機、古運動具、中古靴、古レコード、中古CD、中古ゲーム用ソフト、リサイクルショップ(中古電気製品、古本屋を除く)	骨とう品を除く	6098
	スポーツ用品小売業	運動具、スポーツ用品、ゴルフ用品小売業、釣具、狩猟用具、スポーツ用靴、運動衣、ジェットスキー、サーフボード、登山用品、競泳用水着		6071
	がん具・娯楽用品小売業	おもちゃ、人形、模型がん具、教育がん具、羽子板、娯楽用品(囲碁、将棋など)、テレビゲーム機、ゲーム用ソフト		6072
	写真機・写真材料小売業	写真機、撮影機、映写機、写真感光材料、写真フィルム	DPE取次業 (7993)	6081
	時計・眼鏡・光学機械小売業	時計、眼鏡、コンタクトレンズ、双眼鏡、望遠鏡	時計、メガネ販売付随して修理研磨	6082
洗濯・理容・美容・浴場業	普通洗濯業	洗濯業、クリーニング業、ランドリー業	店主が洗濯する	7811
	洗濯物取次業	洗濯物取次所、クリーニング取次所 ※2	別敷地にて洗濯する	7812
	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業	コインシャワー、寝具消毒・乾燥、コインランドリー ※2	顧客が自ら洗濯する	7899

別表第1 日常生活に必要な物品の販売等業種(都市計画法第34条第1号)

分類名 (中分類)	業種	取扱う主な品名又は店名(屋、業)	摘要	産業分類 細分類番号
洗濯・理容・美容・浴場業	洗張・染物業	洗張、張物、湯のし、染抜(しみぬき)、染物、京染、丸直し、色揚、染物取次	個人の注文で衣類、織物などの染色と併せ、洗張、湯のし、染み抜きを行う	7891
	理容業	理容店、理髪店、バーバー、床屋		7821
	美容業	美容室、美容院、ビューティサロン		7831
	一般公衆浴場	銭湯		7841
技術サービス業 (他に分類されないもの)	写真業(商業写真業を除く)	写真撮影、写真館		7461
	獣医業	獣医業、家畜診療所、動物病院、ペットクリニック ※2		7411
その他の生活関連 サービス業	物品預り業	手荷物預り、荷物一時預り、自転車預り、コインロッカー		7941
	食品賃加工業	小麦粉賃加工、菓子賃加工、精米賃加工		7991
	写真プリント、現像・焼付業	デジタルカメラ写真プリント業、写真現像、焼付業、写真修整業、DPE取次業		7993
	他に分類されないその他の生活関連サービス業	古綿打直し		7999
協同組合 (他に分類されないもの)	農業協同組合(他に分類されないもの) ※3	農協(各種事業を行うもの) ※4		8711
	漁業協同組合(他に分類されないもの) ※3	漁業(各種事業を行うもの) ※4		8712
	水産加工業協同組合(他に分類されないもの)	※3		8713
	森林組合(他に分類されないもの)	※3		8714
医療業	療術業	あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復		8351
その他	修理業	自動車修理工場	S56.8.15建発第493号	
	集会施設	集会所等 ※5	S56.5.15建発第273号	

※1 他から仕入れたもの又は作り置きのものとする。

※2 周辺に住宅団地が存在し、かつ、近隣サービスの店舗がある程度既に存在している場合に限る。

※3 当該地域に必要な同組合の支所又は出張所とする。

※4 本表による業種及び本取扱いによる規模とする。

※5 金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例で、空き家等活用協定を締結できる団体:町会、地区社会福祉協議会、児童クラブ、公民館、子ども会、老人会、婦人会、青年団、自主防災会、消防団 など

◎本表は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)による。

別表第2 中小企業高度化資金貸付事業(法第34条第6号)

番号	貸付対象事業	貸付けの対象者	貸付対象施設・資金
	経営革新計画承認グループ事業（政令第2条第1項第1号イに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	経営革新計画承認グループ事業を行う中小企業経営革新支援法（平成11年法律第18号）第4条第1項に規定する中小企業者等	経営革新計画承認グループ事業の用に供する土地・建物（関連施設を含む。以下同）じ。）構築物（関連施設を含む。以下同じ。）又は設備
(2)	施設集約化事業（政令第2条第1項第2号イからニまでに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	施設集約化事業を行う事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は合併会社若しくは出資会社	施設集約化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(3)	連鎖化事業（政令第2条第1項第2号イからニまでに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	連鎖化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会又は出資会社	連鎖化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(4)	共同施設事業（政令第2条第1項第2号イ又はロに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	共同施設事業を行う特定中小企業団体又は企業組合若しくは協業組合	共同施設事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(5)	経営改革事業（政令第2条第1項第2号イ又はニに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	経営改革事業を行う特定中小企業団体又は出資会社	経営改革事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(6)	設備リース事業（政令第2条第1項第2号イに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	設備リース事業を行う特定中小企業団体	設備リース事業の用に供する設備
(7)	企業合同事業（政令第2条第1項第2号ハからホまでに規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	企業合同事業を行う合併会社又は出資会社	企業合同事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(8)	集団化事業（政令第2条第1項第3号に規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	集団化事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会又は当該組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員である特定中小事業者（政令第2条第1項第3号に規定する特定中小事業者をいう。以下同じ。）企業組合若しくは協業組合	集団化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（ただし、設備にあっては、別に定める基準に適合するものに限る。）

(9)	集積区域整備事業（政令第2条第1項第4号に規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	集積区域整備事業を行う事業協同組合若しくは協同組合連合会、商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会であってその直接若しくは間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小事業者であるもの又はこれらの組合若しくは連合会の組合員若しくは所属員である中小企業者（中小事業者である組合員又は所属員については、特定中小事業者であるものに限る。）	集積区域整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備（ただし、設備あつては、別に定める基準に適合するものに限る。）
(10)	地域産業創造基盤整備事業（政令第2条第2項第1号に規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	地域産業創造基盤整備事業を行う特定会社（政令第2条第2項第1号に規定する特定会社をいう。以下同じ。）公益法人（同号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）商工会等（同号に規定する商工会等をいう。以下同じ。）又は市町	地域産業創造基盤整備事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(11)	商店街整備等支援事業（政令第2条第2項第2号に規定する事業であって、別に定める基準に適合するもの）	商店街整備等支援事業を行う特定会社、公益法人又は商工会等	商店街整備等支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
(12)	地域産業創造基盤整備活性化事業（法第15条第1項第15号に掲げる業務として過去に（10）の項に掲げる事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備するための事業（10）の項に掲げるものを除く。）であって、別に定める基準に適合するもの）	地域産業創造基盤整備活性化事業を行う特定会社、公益法人、商工会等又は市町	地域産業創造基盤整備活性化事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備

(13)	商店街整備等活性化支援事業（法第15条第1項第15号に掲げる業務として過去に(11)の項に掲げる事業を行った者が、中小企業者の経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既設施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備するための事業（(11)の項に掲げるものを除く。）であって、別に定める基準に適合するもの	商店街整備等活性化支援事業を行う 特定会社、公益法人又商工会等	商店街整備等活性化支援事業の用に供する土地、建物、構築物又は設備
------	---	------------------------------------	----------------------------------

別表第3 沿道サービス施設対象道路(法第34条第9号)

(議第967 S 60第78)

都市計画区域	道路（都市計画道路）
金沢都市計画区域	(1) 東山・内灘線中、高柳交差点（疋田・御経塚線）から国道8号線までの区間  (2) 専光寺・野田線中、国道8号線から主要地方道松任・宇ノ気線までの区間

(議第1599H11第174)

都市計画区域	道路（都市計画道路）
金沢都市計画区域	(1) 東山・内灘線中、森本・松任線および福久・福増線（金沢外環状道路海側幹線）との接点部から臨港線（港2丁目交差点）までの区間

(平成17年4月1日施行)

都市計画区域	道路（都市計画道路）
金沢都市計画区域	(1) 金沢外環状道路(海側幹線)中、福増町南交差点から赤土橋までの区間

(参考資料)

都市計画（線引き）の設定状況

	金沢都市計画	小松・能美都市計画	松任都市計画
当初設定	S 4 5 . 7 . 1	S 5 0 . 5 . 1	S 5 0 . 6 . 6
第1回見直し	S 5 2 . 1 2 . 2 7	S 5 8 . 5 . 4	S 5 8 . 5 . 4
第2回見直し	S 5 9 . 1 1 . 3 0	H 3 . 9 . 1 7	H 2 . 6 . 5
第3回見直し	H 4 . 3 . 1 0	H 1 2 . 6 . 2 3	H 1 2 . 6 . 2 3
第4回見直し	H 1 3 . 6 . 2 2		
第5回見直し	H 1 6 . 5 . 1 1		
第6回見直し	H 2 1 . 6 . 2		

対象既存集落（町名）

梨木町、鳴瀬元町、薬師町、下涌波町、上涌波町、正部町、高坂町、宮野町  
（口、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、  
ツ、壱、弐、参、四、月及び日）（議第1273号H 4 第121）

法第34条第1号該当の店舗等の建築に関する計画書

申請人	住所		予定建築物 (業種)	
	氏名			
位 地 等	地名・地番			
	地目		敷地面積	m <sup>2</sup>
	対象集落名		集落の戸数	戸
	前面道路の種別		道路幅員	m
建 築 物	構造・階数			
	延べ面積	(1) 店舗 m <sup>2</sup>	(2) 住宅 m <sup>2</sup>	(3) 合計 m <sup>2</sup>
	店舗等の割合	%		
(1) 建設予定地附近の状況及び当該区域に店舗等を必要とする理由				
(2) 併用住宅を必要とする場合、住宅を必要とする理由 (現在の住所地を証明する書類及び住まいの賃貸借契約書の写しを添付すること)				
(3) 土地の造成及び店舗等の建築・開店に伴う資金計画				
支出(経費) 単位 千円		収入(資金調達) 単位 千円		
用地購入費		自己資金		
造成工事費		銀行融資		
建築・設備工事費		計		
付帯工事費		※残高証明書又は		
事務費		銀行融資証明書を		
計		添付すること		

事業計画	(4) 営業計画
	ア 取引先（取引先の商品納入先証明書の写しを添付すること）
	イ 営業区域、対象顧客層等
	ウ 営業収支計画（月額売上高、純利益等について）
エ 現在の家計の収支状況と店舗経営後の収支の見通しについて	
許可・資格	<p>営業に必要な許可又は資格名（許可書又は資格証明書写しを添付すること）</p> <p>*調剤薬局に関しては、①登記事項証明書（申請者が法人であるときに限る）②資格を称する書面（薬局の管理者の薬剤師免許証及び保険薬剤師登録票の写し）なお、申請者以外のものが薬局の管理者である場合は、その雇用契約書の写し</p> <p>許可を受けた者又は資格所有者と申請人との間柄</p>
契約	クリーニング取次店の場合、フランチャイズ契約先（契約書写しを添付すること）
その他	附近見取図、配置図、平面図、立面図を添付すること
<p>上記のとおり相異ありません。（実印を捺印し、印鑑証明書を添付すること）</p> <p>申請人 住所 氏名 印</p>	